後期高齢者医療制度のお知らせ
～ 高額医療費と高額介護合算療養費の見直しについて ～

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

• 高額療養費の限度額が、平成30年８月から次のとおり見直しされます。

［平成30年７月まで］

区　　分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来［個人単位］	外来＋入院［世帯単位］
現役並み所得者		57,600円	※2 （44,400円）※3
一　般		14,000円 ※4	57,600円 （44,400円）※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

［平成30年８月から］

区　　分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来［個人単位］	外来＋入院［世帯単位］
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費 − 842,000円）× 1％ （140,100円）※3	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費 − 558,000円）× 1％ （93,000円）※3	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費 − 267,000円）× 1％ （44,400円）※3	
一　般		18,000円 ※4	57,600円 （44,400円）※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1　月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が１／２に調整されます。

※2　（医療費総額−267,000円）×１％＋80,100円です。

※3　多数該当（過去12か月に３回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、４回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4　１年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

• 高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区　　分		現　行	平成30年８月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】67万円（改正なし）
一　般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

◎問い合わせ先　北海道後期高齢者医療広域連合　☎011−290−5601
小平町保健福祉課福祉係　☎56−2111（内線272・287）